



○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年8月5日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら穂高店
南安曇郡穂高町大字穂高1365-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
㈱しまむら
埼玉県さいたま市宮原町2-19-4
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
㈱しまむら
埼玉県さいたま市宮原町2-19-4
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成15年2月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,281平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 54台
 - (2) 駐輪場の収容台数 20台
 - (3) 荷さばき施設の面積 42平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 28立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後8時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前10時から午後8時50分まで

- 8 届出年月日

平成14年6月26日

- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

- 10 縦覧の期間

平成14年8月5日から平成14年12月5日まで

- 11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）
様式第8号による。

- 12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年8月5日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ稲荷山ショッピングパーク

更埴市大字稲荷山宇治田1332ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ツルヤ

小諸市大字和田483-8

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の収容台数

変更前	変更後
375台	253台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数

変更前	変更後
4	6

(3) 駐車場の自動車の出入口の位置

届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成15年 3 月 1 日

5 届出年月日

平成14年 6 月 3 日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年 8 月 5 日から平成14年12月 5 日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）
様式第 8 号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産 業 振 興 課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年8月5日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルシャイン伊北店

上伊那郡箕輪町中箕輪字宮ノ北3011-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ニシザワ

伊那市大字伊那部字日影435-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
(株)ニシザワ	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時から午後9時30分まで	午前9時から午前0時30分まで

4 変更する年月日

平成14年7月1日

5 届出年月日

平成14年6月6日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年8月5日から平成14年12月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年 8 月 5 日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップランド飯山店

飯山市大字静間字米黒419-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)アップランド

松本市大字今井7155-28

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
(株)アップランド (有)ヌボー生花店 (有)セキ・スタジオ (有)よねくら 小野澤久世	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前6時から午後8時30分まで	午前6時から午後10時30分まで

4 変更する年月日

平成14年6月20日

5 届出年月日

平成14年6月10日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年8月5日から平成14年12月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）
様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年8月5日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアショッピングセンター飯山店
飯山市大字静間1967ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ベイシア
群馬県伊勢崎市下道寺町510

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の収容台数

変更前	変更後
294台	392台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数

変更前	変更後
8	12

(3) 駐車場の位置及び駐車場の自動車の出入口の位置

届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成15年 2 月 7 日

5 届出年月日

平成14年 6 月 6 日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年 8 月 5 日から平成14年12月 5 日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）
様式第 8 号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年8月5日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成14年7月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 らんぶねっと舎
- 3 代表者の氏名
宮 澤 哲 久
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大豆島西沖8番地8
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県内の高齢者や障害者が地域社会において安全で生きがいのある自立生活がおくれるよう、ノーマライゼーションの理念に基づいて福祉のまちづくりと、福祉住環境の改善を支援する事業等を行い、もって社会全体の利益に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年8月5日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成14年7月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 産巢日会
- 3 代表者の氏名
藤井 公 貴
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字里山辺1832番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者が暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、安全、安心、衛生、美観等に配慮し、又病気や不慮の事故の場合における緊急通報装置を住宅内に設置することにより、自立した高齢者、障害者の福祉の増進を図る活動を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成14年8月5日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

名 称	所 在 地	指定年月日
山 崎 機 設	埴科郡戸倉町大字上徳間209番地1	平成14年7月25日

水 道 課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成14年8月5日

長野県情報技術試験場長 三井 勇 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

遠隔地間協調設計環境開発支援装置 一式

(2) 物品等の特質

仕様書による。

(3) 納入期限

平成14年10月31日

(4) 納入場所

長野県情報技術試験場

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市野溝西1丁目7番7号

長野県情報技術試験場管理部

電話 0263 (25) 0790

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札説明会

実施しない。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成14年 8 月22日 午後 2 時

イ 場 所 長野県情報技術試験場応接室

(4) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日 時 平成14年 8 月21日 午後 5 時

イ 場 所 松本市野溝西1丁目7番7号(郵便番号 399-0006)

長野県情報技術試験場管理部

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Remote Coordination System for Design Development 1 Set

(2) Delivery date:

October 31,2002

- (3) Delivery place:
Production System Development Department, Information
Technology Research Institute of Nagano Prefecture
- (4) Contact Place for information about the tender;
description/ conditions/ and other inquiries:
Administrative Department, Information Technology Research
Institute of Nagano Prefecture
1-7-7 Nomizonishi, Matsumoto city, Nagano Prefecture
TEL: 0263-25-0790
- (5) Time and place for the tender:
Time: 2:00 p.m August 22, 2002
Place: Reception room, Information Technology Research Institute
of Nagano Prefecture
- (6) Time limit for tender by mail and the delivery location:
Time: 5:00 p.m August 21, 2002
Place: Administrative Department, Information Technology
Research Institute of Nagano Prefecture
1-7-7 Nomizonishi, Matsumoto City, Nagano Prefecture

産業技術課

平成14年8月5日発行 長野県報 (毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)
大正2年10月16日第3種郵便物認可 (購読料 (送料とも) 1か月2,038円)



みんなのために 未来のために
NAGANO

思いやり 広がる人の和 地域の和

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係
〒380-8570 (県庁専用番号)
長野市大字南長野字幅下692の2
電話 026 (235) 7061



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています